

公 告

平成26年度北谷町福利厚生事業実施状況については、次のとおりである。

平成27年8月10日

北谷町長 野国 昌春



- 1 本町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を次により実施しています。

(1) 北谷町職員厚生会

北谷町職員厚生会は、北谷町職員として人格及び識見の研磨のため各種研修をはじめとする会員相互の福利厚生増進及び各種スポーツを行い健康的で明るい職場を築き、かつ、職員間の親睦を図ることを目的として各種事業を実施しています。

北谷町職員厚生会の事業に必要な費用は、主に会員（職員）の会費等で運営されています。（※町からの補助金は平成20年度から廃止）

北谷町職員厚生会の概要（平成26年度）

名称	北谷町職員厚生会
会員数	244人（平成27年3月31日現在）
収入決算額	4,454,937円
支出決算額	3,489,913円
主な事業	・レクリエーション事業 ・文化事業 ・体育事業 ・ボランティア事業 ・慶弔金等給付事業 ・貸付事業

収入決算額

収入	決算額
職員厚生会費	2,503,819円
助成金（互助会・共済組合）	1,081,500円
繰越金	740,893円
受取手数料	68,538円
雑収入	60,187円
合計	4,454,937円

支出決算額

支出	決算額
運営費	577,609円
事業費	2,015,935円
補助金	250,000円
給付金	280,000円
諸支出金	28,000円
積立金	338,369円
合計	3,489,913円

* 収支決算残額 965,024円は、次年度へ繰越

(2) 沖縄県市町村職員互助会

本町は、沖縄県内の市町村、一部事務組合、広域連合及び市町村関係団体で構成された「一般社団法人沖縄県市町村職員互助会（以下「互助会」という。）」に加入しています。

互助会は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人で、市町村職員等（以下「会員」という。）の福利厚生制度の実施機関です。その目的については、会員がお互いに助け合うことにより福祉の増進を図り、市町村行政の円滑な推進に協力し、もって地方自治の振興発展に寄与することとしています。また、主たる財源については、会員からの掛金（給料月額1000分の10）と市町村等からの負担金（給料月額1000分の5）等から成り、各種給付事業、公益事業を実施しています。

沖縄県市町村職員互助会の概要（平成26年度）

名称	一般社団法人沖縄県市町村職員互助会	
加入団体	県内7市、30町村、37一部事務組合等	
会員数	8,443人（平成27年3月31日現在）	
実施事業	一般給付事業	結婚祝金、出産祝金、健康増進助成金等
	特別給付事業	人間ドック助成金、ライフワーク助成金、研修費等
	公益事業	講演会等開催費助成金、車イス等交付等

沖縄県市町村職員互助会に対する公費負担状況（北谷町）

年度	互助会への公費負担額 (千円)	(A)のうち互助会の事務費・人件費に充当している公費負担額 (千円)	会員掛金総額 (千円)	互助会会員数 (人)	会員一人当たりの公費の補助金 (事務費含まない) (円)	会員一人当たりの公費の補助金 (事務費含む) (円)	公費負担率(事務費含まない) (%)	公費負担率(事務費含む) (%)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A-B)/(D)	(A)/(D)	(A-B)/(A-B+C)	(A)/(A+C)
26	4,255	278	8,509	245	16,233	17,367	31.9%	33.3%

2 本町では、地方公務員法第43条の規定に基づき、共済組合法によって具体的に定められた短期給付、長期給付及び福祉事業といった共済制度を次により実施しています。

(1) 沖縄県市町村職員共済組合

共済組合制度は、沖縄県内の市町村、一部事務組合、広域連合及び市町村関係団体より構成されている「沖縄県市町村職員共済組合」が実施主体となります。その主たる財源については、市町村職員等（以下「組合員」という。）からの掛金と市町村等か

らの負担金から成っており、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。

沖縄県市町村職員共済組合の概要

名称	沖縄県市町村職員共済組合	
加入団体	41 市町村、28 一部事務組合等	
組合員数	13,552 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）	
実施事業	短期給付	組合員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業、災害等に対して、必要な給付を行う。
	長期給付事業	組合員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
	福祉事業	健康診査、その他の健康の保持増進事業、保養施設の利用助成、貸付、貯金等を行う。